



号外第14号

令和5年11月30日

発行所

広島市役所

(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市長 松井一實

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定による要措置区域の指定の解除..... 1
- 土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定の解除..... 1

告示

広島市告示第463号

令和5年11月30日

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定により、令和4年広島市告示第464号で指定している要措置区域の全部について次のとおり指定を解除します。

なお、土壌汚染対策法第15条第1項に規定する指定解除要措置区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松井一實

- 1 指定を解除する要措置区域
広島市安佐北区可部南二丁目の1719番1及び1719番8の各一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 指定を解除する要措置区域の一部において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去
- 4 上記3に掲げる区域以外の要措置区域において指定の事由がなくなったと認める理由
土壌汚染状況調査の追完により、上記2に掲げる基準に適合する土地であることを確認したため

広島市告示第464号

令和5年11月30日

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和4年広島市告示第465号で指定している形質変更時要届出区域の全部について次のとおり指定を解除します。

なお、土壌汚染対策法第15条第1項に規定する指定解除形質変更要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
広島市安佐北区可部南二丁目1719番8の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去